

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 茨田（中継）ポンプ場 しさ洗浄設備等補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、茨田（中継）ポンプ場に設置されているしさ洗浄設備等の補修を行うものです。

本設備は、安定した下水処理を行ううえで重要な設備であるが、老朽化による不具合が発生しているため、補修工事を実施するものです。

本設備は、三菱化工機株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは三菱化工機株式会社における唯一の保守点検会社である三菱化工機アドバンス株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社大阪支店と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。